示

福島県告示第七十号

のだまち胃と腸のクリニッ

福島市野田町六―二―三九所 在 地

福島県知事

佐

藤

雄 平

江藤医院

ふくしま在宅緩和ケアクリ

福島市郷野目字宝来町二一―三

メンタルクリニックなごみ

相馬市沖ノ内――二―八

西白河郡中島村大字二子塚字浦原

あなざわクリニック

会津若松市北青木一—二四

月五日

月 一 日

やながわ薬局

平成二四年

月日

平成二三年 指定年月日

斧田歯科医院

須賀川市東町五九—一二

西白河郡中島村大字二子塚字浦原

江藤医院

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告 示

報

○生活保護法による医療扶助等のた ○生活保護法による指定医療機関の 事業を廃止した旨届出があった件 めの医療機関を指定した件 ൛ൎ ൛ൎ

> ○土地改良事業計画を変更すること を適当と決定した件

公

○県営土地改良事業の工事が完了し

○土地改良区の役員が就退任した旨 届出があった件

깯

рц

告

ᄪ

福島県告示第七十一号

第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。) により、 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等

次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。 平成二十四年二月十四日

伊藤内科胃腸科眼科医院 名 ふくしま在宅緩和ケアクリ 森診療所 医療法人円相会渡邊醫院大 福島市大森字下町一二一 福島市蓬萊町一—一三—八 福島市岡部字当木八六—— 所 在 福島県知事 佐 月三一日 平成二四年 廃止年月日

ニック ク のだまち胃と腸のクリニッ 福島市野田町六―二―三九

第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。) により、 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の

医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年二月十四日

みずいろデンタルオフィス 本宮市本宮字舘ノ越ニ―ニ

伊達市梁川町字東土橋六—五

須賀川市東町五九—一二

おのだ歯科医院

福島市北中央一―四八―三 コーポミウラ

> 同 二月一日

同

一月二二日

会津若松市川原町二―一三

関善吉薬局

・ル薬局

門田店

会津若松市建福寺前九—一八

エール薬局

北中央店

月同

年八

二日

月日 平成二四年

(社会福祉課)

平成二三年

雄

平成二四年 一月二五日

月日

一月 一月 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日

同二月二三日 司 月三〇日

一月五日

(社会福祉課)

福島県告示第七十二号

平成二三年一 月一〇日

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八

条第一項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区が上ノ原地区ほ場整備事業に係る 書類を次のとおり縦覧に供する。 土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係

平成二十四年二月十四日

福島県知事

佐

藤

雄

平

県刷

縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

同 年三月五日まで 平成二十四年二月十五日から (二十日間)

縦覧の場所 会津坂下町役場

三

(農村計画課)

報

県

柿木平地区に係る県営基幹農道整備事業の工事は平成二十四年 公告第二十九号 :木平地区に係る県営基幹農道整備事業の工事は平成二十四年二月一日完了したので公土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、

平成二十四年二月十四日

告する。

福島県知事 佐 (農村計画課) 藤 雄

平

## 公告第三十号

とおり土地改良区の役員が退任し、 土地改良法 平成二十四年二月十四日 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、 及び就任した旨届出があった。 次の

福島県知事 佐 藤 雄

平

土地改良区の名称

鹿島町土地改良区 氏名

役別 氏名 理事 理事 役別 桑折 伹野 昌孝 康行 住所 住所 南相馬市鹿島区寺内字西舘三五番地

退任した役員

南相馬市鹿島区烏崎字石崎一番地

(農村計画課)

発行者 印刷所 福 株式会社 第 島 1箇月 3,390円】 印